

在外被爆者援護対策の概要

本事業は、広島市、長崎市、都道府県に委託して実施している。

1 手帳交付のための渡日支援

被爆者健康手帳等の交付を希望する者のうち経済的事情などにより渡日が困難な者に対して、渡日旅費の支給や渡日に際しての連絡調整等を行う。

2 治療のための渡日支援

日本での治療が必要な在外被爆者に対して、渡日旅費の支給や渡日に際しての連絡調整、病院への受け入れ等を行う。

3 現地における健康相談等

在外被爆者が住んでいる国に専門医等を派遣し、現地において健康相談などを行う。

4 現地における健康診断

在外被爆者が住んでいる国の医療機関と協力し、現地において健康診断を行う。

5 医師等の研修受入、派遣

在外被爆者が住んでいる国の医師等を受け入れて研修を行う。また、日本の専門家を在外被爆者が住んでいる国に派遣して、現地の医師等に対して講習を行う。

6 医療費に対する助成

在外被爆者が住んでいる国で医療機関にかかったときの医療費等に対して助成を行う。

1) 事業内容

在外被爆者がその国の医療機関において医療を受けたとき、その自己負担額について、保健医療助成費を支給する。(平成16年度より開始)

2) 実施主体(国からの委託)

広島県：南米居住被爆者

広島市：北米 ”

長崎県：韓国 ”

長崎市：その他の国居住の被爆者

3) 助成上限額

対象者1人当たりの年間の助成上限額 300,000円

なお、上限額を超えた場合、個別に医療内容等に関する資料の提出を受け、審査をした上、日本国内の被爆者と同水準の医療費を支給。